

市第 117 号議案

公立大学法人横浜市立大学の中期目標

公立大学法人横浜市立大学が平成23年度から平成28年度までに達成すべき業務運営に関する目標を次のように定める。

平成22年12月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

大学の基本的な目標

横浜市立大学は、知識基盤社会の進展の中で、横浜市が有する大学として、発展する国際都市・横浜とともに歩み、大学の国際化を進め、グローバルな視野をもって活躍できる人材を育成すること。また、研究成果や知的財産を活用して、横浜市を始めとした大都市の抱える課題、横浜市民の生活に密着した課題等に対して積極的に取り組むこと。

この2つの目標を実現するため、「教育重視・学生中心・地域貢献」という基本方針のもと、横浜市立大学の自主的・自律的な運営と更なる発展を目指して、第1期中期目標期間（平成17年度から平成22年度まで）中に整備した組織・体制の強化と、教育研究を一層活発に進めるための取組について、具体的な中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

平成23年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日までとする。

第2 教育研究組織

次のとおり大学の教育研究組織を置く。

学 部	国際総合科学部
	医学部

研 究 科	都市社会文化研究科
	生命ナノシステム科学研究科
	国際マネジメント研究科
	医学研究科
学 術 院	
病 院	附属病院
	附属市民総合医療センター
研 究 所	木原生物学研究所
	先端医科学研究センター
学 術 情 報 セ ン タ ー	

第 3 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 全学的な目標

教育の質の保証・向上を目指すため、明確な入学者受入方針（アドミッションポリシー）、卒業生の到達目標（ディプロマポリシー）及びその目標達成のための教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）を示し、それに沿って大学を運営する。

また、幅広い教養と専門能力を兼ね備え、我が国のみならず世界の第一線で活躍できる人材及び横浜市が有する大学として、横浜市を始めとした大都市の抱える課題、横浜市民の生活に密着した課題等の解決に取り組むことのできる人材を育成する。これらを実現するため、教育研究内容の充実を図るとともに、教育環境の整備を更に推進する。

(2) 学部教育に関する目標

(共通教養教育)

自ら課題を見つけ探求する姿勢と、様々な問題を解決する能力を備え、国際社会で活躍できる基礎となる幅広い教養と豊かな人間性・倫理観を養うことを目指し、共通教養教育を充実させる。

(国際総合科学部)

自然科学の飛躍的な発展や、国際化による社会・経済活動の変化を受け、新たな学問領域の構築と実践的な研究を行うために実施した大学院再編の趣旨を踏まえて、大学院と学部の間に一貫性のある教育を実施する。

また、グローバルな視野を有し、幅広い教養と専門能力を兼ね備えた人材を育成するための教育を行う。

(医学部)

県内唯一の公立大学医学部として、救急医療や医師不足診療科等の課題への対応や、市域・県域の医療体制への貢献を目指した医学教育の実践及び体制の強化を行う。

(3) 大学院教育に関する目標

(大学院共通)

社会のニーズに対応できる柔軟な体制を構築し、既存の枠組みを超えた領域横断的な教育研究を推進する。

(都市社会文化研究科、生命ナノシステム科学研究科及び国際マネジメント研究科)

自然科学の飛躍的な発展や、国際化による社会・経済活動の変化を受け、新たな学問領域の構築と実践的な研究を

行うために実施した大学院再編の趣旨を踏まえて、大学院と学部の間に一貫性のある教育を実施する。

また、横浜市を始めとした大都市の抱える課題を実践的に研究し、高い実務能力を持つ専門家を育成するとともに、高度の学術研究を行い、その成果を地域社会、更に世界に発信できる人材を育成する。

(医学研究科)

生命科学の基礎に立脚して先端的な医療を支える高度の専門的職業人を育成する。また、高度の学術研究を行い、その成果を地域社会、更に世界に発信できる人材を育成する。

(4) 学生支援に関する目標

学生の学習成果の最大化を図るため、学習環境の整備、キャリア開発支援、経済的支援、学生の地域貢献活動の支援等を充実させる。

2 研究の推進に関する目標

(1) 研究水準及び研究成果等に関する目標

(研究水準及び研究成果)

基礎研究及び国際社会や地域社会の要請に応えた研究を着実に進めるとともに、国家プロジェクト及び外部研究資金の獲得拡大を図り、地球規模の課題の解決や科学技術水準の向上につながる学術研究を推進する。また、研究成果を教育へ反映し、知的財産の活用等を通じた地域貢献・社会貢献を果たす。

(先端医科学研究センター)

先端医科学研究センターを中心として、基礎医学で得られた優れた成果を臨床現場で実践できる医療技術に橋渡ししていくための研究を行い、高度かつ先進的な医療の提供に寄与する。

(重粒子線がん治療施設への支援)

神奈川県が県立がんセンターに整備する重粒子線がん治療施設に対する支援を行う。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

既存の枠組みを超えた領域横断的な教育研究を推進するため、社会のニーズに対応できる柔軟な体制を構築する。

また、研究成果や外部研究費の獲得実績を踏まえて、先端医科学研究センターの施設を整備する。

第 4 地域貢献に関する目標

横浜市民に支えられた大学として、地域貢献を全教職員の責務とし、学部・大学院教育を通じて国際都市・横浜の次世代を担う人材を育成するとともに、診療を通じた市民医療の向上を図る。

また、大学の知的資源を活用した生涯学習の機会の提供、市内企業との共同・受託研究等の産学連携の推進、多文化共生・地域経済の活性化等の都市及び身近な地域の課題の解決に資する取組の実施など、大学の研究成果を地域に還元する。

更に、横浜市が有する大学として、市内の他大学や横浜市と連携して、地域貢献の取組を推進する。

第 5 国際化に関する目標

国際社会に開かれた大学として、海外の大学及び国際機関との連携を強化し、相互交流を積極的に進めるとともに、市内・学内

における多文化共生に関する取組を推進し、グローバルな視野をもって活躍できる人材を育成する。また、横浜市の国際政策と連携して、国際都市・横浜の魅力づくりに貢献する。

第 6 附属 2 病院（附属病院及び附属市民総合医療センター）に関する目標

1 医療分野・医療提供等に関する目標

（政策的医療）

産科・小児医療、救急医療体制の充実、地域の医療機関との連携強化、専門性の高い医療の提供等、横浜市が行う政策的医療に積極的に取り組む。

（附属 2 病院の役割分担）

附属 2 病院のそれぞれの特色や役割分担を明確にし、地域の医療機関との連携の更なる強化と、横浜市域を中心とした専門性の高い医療の提供を推進する。

（高度かつ先進的な医療）

医学部・医学研究科や先端医科学研究センターと連携し、高度かつ先進的な医療を行うための研究及び技術開発を積極的に行い、大学病院としての特性を発揮する。

2 医療人材の育成等に関する目標

医師不足診療分野への対応など、地域医療に貢献する医療人材の育成を図る。また、地域の医療機関に従事する人材育成への支援を進める。更に、良質な医療を提供するために、医師・看護師等の人材確保や労働環境の整備を進める。

3 医療安全管理体制の充実など病院運営に関する目標

（医療安全管理）

安全管理を病院運営の基本とし、これまで培った医療安全管理体制の充実を図るとともに、病院運営の透明性を更に向上させる。

(経営基盤の確立)

積極的に収支改善を進め、継続的に、目標を定めた上で経営の効率化を図り、自律的な経営基盤の確立を目指す。

(附属 2 病院の連携)

附属 2 病院の役割分担を踏まえつつ、両病院が一体的に取り組むべき内容について連携して進める。

(医療情報の提供及び発信)

社会への説明責任を果たすため、病院全体に対する評価結果等の情報提供を推進する。また、医療に関する啓発活動を積極的に行い、市民の健康意識を高めることにより、地域医療の向上及び地域貢献・社会貢献を果たす。

第 7 法人の経営に関する目標

1 業務運営の改善に関する目標

(1) ガバナンス及びコンプライアンスの強化など運営の改善に関する目標

研究倫理の遵守、法人組織内の連携強化等、教職員の意識改革を推進するとともに、理事長・学長のガバナンス機能の強化のための体制整備及び法人全体のコンプライアンスを強化するための取組を進める。

また、既存の枠組みを超えた領域横断的な教育研究を推進するため、社会のニーズに対応できる柔軟な体制を構築する。

(2) 人材育成・人事制度に関する目標

組織体制及び横浜市派遣職員のあり方について中長期的な視点のもとに再度、検討するとともに、人事制度の効果的運用・改善などによる職員の能力・モチベーションの向上を図る。また、公益的組織として、ワーク・ライフ・バランスの推進等の社会的要請に応えるよう努める。

(3) 大学の発展に向けた整備等に関する目標

(施設の管理及び整備)

既存施設の適正な維持・管理、計画的な施設設備の整備・改修を進め、学生の学習意欲を高めるとともに、学生・教職員の安全を確保するための環境整備に努める。

(大学の発展に向けた取組の推進)

少子高齢社会の進展、本格的な人口減少社会の到来、グローバル化、高度情報化の進行、都心機能の再編強化など、今後の日本の社会状況や横浜市政の状況を見据えた長期的視野のもとに、大学を更に発展させるために必要な取組を検討し、推進する。

(4) 情報の管理・発信に関する目標

(情報の管理)

教育研究活動や経営管理の透明性を確保し、社会への説明責任を果たすため積極的な情報公開を推進するとともに、個人情報及び法人情報の管理体制を更に充実させるための具体的な仕組みづくりを進める。また、経営判断に必要なデータを適切に収集・蓄積する。

(情報の発信)

広報活動の充実を図り、志願者、学生、卒業生、市民、企業、研究機関等に対して、大学情報の積極的な発信を行う。

2 財務内容の改善に関する目標

(1) 運営交付金に関する目標

設立団体である横浜市は、本中期目標を達成するため、次の算定の基準に基づき運営交付金を交付し、法人は、運営交付金の活用等により本中期目標を達成する。

(大学)

大学の経費を「学費対象経費」と「学費対象外経費」に分け、

ア 「学費対象経費」については、その財源として、

(ア) 国の私立大学への補助金相当額

(イ) 私立大学との授業料格差相当分

を基準として運営交付金を交付する。

イ 「学費対象外経費」については、横浜市と法人とで、個々の事業ごとに考え方を明確化し、運営交付金を交付する。

(病院)

病院の経費については、その財源として、

ア 民間病院と同様の医療は、民間病院への補助等に準拠

イ 市立病院等が果たすべき役割として実施しているものに係る経費

ウ 公営企業の性格上、市立病院に一般会計から繰り入れられているものについては、同様に国の定める基準等に

準拠

エ 教育研究など大学病院の特性に係る経費を基準として運営交付金を交付する。

(2) 自己収入の拡充に関する目標

自己収入の拡充に向け、寄附制度の拡充、国等の大型プロジェクト研究費や受託研究費及び民間機関等との共同研究費の確保等、外部資金の獲得に積極的に取り組み、多様な収入の確保に努める。

(3) 経営の効率化に関する目標

法人全体の財務基盤の強化及び予算統制が更に実質的に機能するために、収支計画、資金計画、人員配置計画、施設・設備計画などを策定して取組を進め、経営の効率化を図り、自主・自律的な大学の運営に努める。

第 8 自己点検及び評価に関する目標

中期計画、年度計画等の進ちょく管理を行い、自己点検及び自己評価を正確に行うとともに、横浜市公立大学法人評価委員会や認証評価機関からの評価結果を公表し、適切に大学運営と教育研究活動の改善及び充実に取り組む。

提 案 理 由

公立大学法人横浜市立大学が平成23年度から平成28年度までに達成すべき業務運営に関する目標を定めたいので、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により提案する。

参 考

地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標）

第 25 条 設立団体の長は、3 年以上 5 年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

(2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(4) 財務内容の改善に関する事項

(5) その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期目標等の特例）

第 78 条 公立大学法人に関する第 25 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、同条第 1 項中「3 年以上 5 年以下の期間」とあり、及び同条第 2 項第 1 号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「6 年間」とする。

- 2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第 25 条第 2 項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。
- 3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

(第 4 項省略)